

○草加市立小中学校通学区域審議会条例

昭和50年6月28日

条例第14号

(設置)

第1条 市立小中学校の通学区域の適正化を図るため、草加市立小中学校通学区域審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平11条例27・全改)

(所掌事項)

第2条 審議会は、草加市教育委員会(以下「委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 草加市の通学区域の総合計画に関すること。
- (2) 新設校に伴う通学区域に関すること。
- (3) その他通学区域に関し委員会が、必要と認めること。

(平11条例27・旧第3条繰上・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱する。

- (1) 保護者の代表者
- (2) 地域の代表者
- (3) 市立小中学校長
- (4) 知識経験者

(平11条例27・旧第4条繰上・全改)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第3号に掲げる委員は、その職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平11条例27・旧第5条繰上・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平11条例27・旧第6条繰上・一部改正)

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 4 審議の経過及び結果は、文書をもって委員会に答申しなければならない。

(平11条例27・旧第7条繰上・一部改正)

(関係者の出席)

第7条 審議会が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求める。

(平11条例27・旧第8条繰上)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平11条例27・旧第10条繰上・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、昭和50年7月1日から施行する。
- 2 草加市立小・中学校新設に伴う通学区域審議会条例(昭和46年条例第46号)は、廃止する。

附 則(昭和52年条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行に伴い、新たに委嘱される委員の任期は、既に委嘱されている委員の在職する期間とする。

附 則(平成11条例第27号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 次に掲げる規定は、任期満了により施行日以後に委嘱又は任命される委員から適用する。

(1)から(5)まで 略

(6) 第12条の規定による改正後の草加市立小中学校通学区域審議会条例の規定